

J D. L E A G U E (ジェイディーリーグ) ユニフォーム規程
< Japan Diamond Softball League Team Uniform Regulation >

第1条〔趣旨〕

本要項は、JDリーグ規約第36条の規定に基づき、リーグが主催する公式戦および練習試合におけるユニフォームに関する事項について定める。

第2条〔ユニフォーム広告〕

公益財団法人日本ソフトボール協会が定めるオフィシャルソフトボールルールブックの「3-7項ユニフォーム」および「3-8項ユニフォーム等の宣伝広告表示」に基づくユニフォームを着用する。なお、JDリーグとしての独自ルールについては以下の通りとする。また括弧内は広告の寸法を示すものとする。

① ヘルメット

- ・右一箇所（上部）：リーグ広告枠（縦30mm×横100mm以内）
- ・右一箇所（下部）：チーム広告枠（縦30mm×横100mm以内）
- ・左一箇所（上部）：リーグ広告枠（縦30mm×横100mm以内）
- ・左一箇所（下部）：チーム広告枠（縦30mm×横100mm以内）
- ・後頭部：主催者ロゴ（縦30mm×横40mm以内）

② キャップ

- ・右一箇所（上部）：リーグ広告枠（縦30mm×横100mm以内）
- ・右一箇所（下部）：チーム広告枠（縦30mm×横100mm以内）
- ・左一箇所（上部）：リーグ広告枠（縦30mm×横100mm以内）
- ・左一箇所（下部）：チーム広告枠（縦30mm×横100mm以内）
- ・左一箇所（所定の位置）：主催者ロゴ（縦25mm×横25mm以内）
- ・右一箇所（所定の位置）：サプライヤーロゴ（10cm²以内）

③ サンバイザー

- ・右一箇所（前部）：リーグ広告枠（縦30mm×横100mm以内）
- ・右一箇所（後部）：リーグ広告枠（縦25mm×横100mm以内）
- ・左一箇所（前部）：チーム広告枠（縦30mm×横100mm以内）
- ・左一箇所（後部）：チーム広告枠（縦25mm×横100mm以内）

- ・左一箇所（所定の位置）：主催者ロゴ（縦 25mm×横 25mm 以内）
- ・右一箇所（所定の位置）：サプライヤーロゴ（100 mm²以内）

④ ユニフォーム

- ・左袖一箇所（上部）：リーグ広告枠（縦 40mm×横 120mm 以内）
- ・左袖一箇所（下部）：チーム広告枠（縦 40mm×横 120mm 以内）
- ・右袖一箇所（上部）：チームロゴ（縦 90mm×横 90mm 以内）
- ・右袖一箇所（下部）：チーム広告枠（縦 40mm×横 120mm 以内）
- ・背面（ユニフォームナンバーの上）：チーム広告枠（縦 40mm×横 120mm 以内）
- ・ズボン左一箇所（前部）：チーム広告枠（縦 40mm×横 120mm 以内）
- ・ズボン右一箇所（前部）：チーム広告枠（縦 40mm×横 120mm 以内）
- ・左胸一箇所：チーム広告枠（縦 40mm×横 120mm 以内）
- ・右胸一箇所：チーム広告枠（縦 40mm×横 120mm 以内）
- ・左胸一箇所（鎖骨部分）：サプライヤーロゴ（14 cm²以内）
- ・背面（襟）：主催者ロゴ（縦 30mm×横 40mm 以内）

第3条〔ユニフォームの種類・色彩〕

J Dリーグ加盟チームのユニフォームは、チーム名称に留まらず、チームの魅力、特徴をカラーやデザインを通じて表現されたものであり、視覚的にファンをはじめ関係するステークホルダーに喜ばれるものでなければならない。その上で、種類や色彩については以下の通りとする。

- ① ファーストユニフォーム、セカンドユニフォームの2種類（デザイン）以上を保有すること。
- ② ファーストユニフォームは、ユニフォーム上着がチームカラーをベースカラーとしたデザインのものとする。
- ③ セカンドユニフォームは、ユニフォーム上着がファーストユニフォーム上着と異なる色彩であること。
- ④ サードユニフォーム以降はファーストユニフォーム、セカンドユニフォーム、それぞれの派生デザインとして、チームの希望により制作し、公式戦での着用を可能とする。ただし、ファン、関係者等に対して視認性を担保できるデザインであること。
- ⑤ ホームゲームではホームチームが着用するユニフォームを決定することができる。その

対戦相手はホームチームのベースカラーと異なるユニフォームを着用することとする。

また、ホームチームが存在しない試合の場合は、3塁側ベンチを使用するチームが着用するユニフォームを決定する。

第4条〔ユニフォームの事前承認〕

チームは使用するユニフォームに関し、リーグの承認を得なければならない。

第5条〔使用義務〕

チームは、試合において、その所属チームの選手に本規程に準じたユニフォームを着用させる義務を負う。

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、2022年3月1日から施行する。